東洋史研究

「郵」制攷

――秦漢時代を中心に――

エノ・ギーレ

一　用語に關する豫備的考察
二　文獻史料
三「郵」とは
四　郵の基幹構造
五　郵の機能
六　文書資料
七　考古學的背景
八　公的文書傳達に關する規則
九　郵書傳達施設に關する規定
一〇　郵人
一一　結語と展望

第六十三卷　第二號　平成十六年九月發行

一　用語に關する豫備的考察

理論的に言えば、第三者によって傳えられる通信は、次の三種に系統づけることができよう。

(1)　一人の配達者による發信者から受信者への直送。この場合は、配達者は初めから終わりまで、單一の傳達手段しか使わない。狹義の意味での、使者による送達と稱したい。かかる使者は、その業務を遂行する上で、公的な施設は必要とはしない。

(2)　今ひとつの、廣い意味での使者による配達で、配達者は、發信者から受信者にいたる行程を一人で擔當するが、速配のために途中で傳達に要する手段を取り換える。かかる配達の種類を「驛傳」と一應、私は呼んでおくことにする。驛傳は、一定の距離に置かれた遞傳施設に依り、元氣な馬や馬車のようなものを供給するものである。

(3)　複數の人間が、交替で引き繼ぐ配達である。發信者から次の中繼地點に一人が通信を屆けて繫いでいき、次に控える配達者は、さらに次の配達者に手渡し、引き繼いでいく。最後の配達者だけが、最終的に、受信者に通信を手渡すことになる。この種を、否、この種のものに限って、「郵」と稱しておきたい。いうまでもなく、郵の制度もまた、驛のそれのように遞傳施設を基盤として機能しているのである。

理想的には、中繼地點で郵書を受理し、整理して、さらに傳達するのには、ある程度、一定の間隔をもって設置された郵書關連施設——少なくとも通信がおこなわれる幹線道路に沿ったもの——が廣範な通信網となっていなければならないのである。

これらの施設に常駐する郵書傳達者は、一つのグループに組織化され、その中での職務の執行を義務づけられる。もとより個人のレベルとしては、かれらは職務上文字が讀めてしかるべきで、また徒歩もしくは何らかの運送用動物や乘り物を利用して、次の官署、そして最終的には受信者のもとに、到達できるのである。陸路の配達について言えば、道路の建

設と改善維持を當然必要とする。道路がよければそれだけ短い時間に、かつ簡便に傳送することができるからである。遞傳手段をもふくめて、すべての設備は、きちんと維持、管理され、また保護されねばならない。重要なことを言い殘していたが、全體の運營には資金がつぎ込まれ、しかるべき報告が課せられ、そして信書の機密は守られねばならないのである。

右に述べた大方は、郵書傳達官署とは違った、たとえば、新しい馬を配達者に提供する中繼ステーションに基づく驛傳の場合にも、あてはまるといわねばならない。

前近代の時代と社會にあっては、このような複雜な通信設備を設置し運營し、さらには維持することは、國家もしくは軍隊を措いて他にはできなかったのである。と同時にこのような構造基盤の存在と樣態の如何は、その主體（つまり國家）がどれだけ發展しており強大であるかの標識となろう。古代と現代の大きな違いは、古代の郵書傳達制度が、民衆すべてのための公的サービスでは必ずしも無かったことにある。

二　文獻史料

中國は少なくとも帝國以前から通信システムとして郵とともに驛傳をも知っていた。通信に關してのことは「郵」と呼ばれてきたのだが、最も有名なのは、孔子が下したとされる裁斷、「德の流行は、郵を置いて、命を傳えるより速い」というものであり、これは『孟子』公孫丑上に見られる。

東周の主要な諸侯國は、支配者の軍事と傳達手段をより一層效果的なものにするのに、多くの力を注いでいたに相違ないこと、いくつかの同時代の資料の言及するところでもある。對立抗爭する諸侯國間が榮枯盛衰を繰り返す長い期間に、諸侯國がこれを採用するかしないかは、死活問題だった。道路建設と遞傳に供する車馬を完備した遞送施設（遽、傳、馹、驛、郵、置などと稱される）、それらは東周末には、この目的のための一般的な手段だったのである。(1)

しかし、古代郵書傳達制度に關する詳しいイメージは、秦帝國、そしてとりわけ漢帝國成立と發展の時期になって、はっきりしてきたのである。[2] というのは、この段階で現存する古典文獻の量がかなり增加し、それに伴って郵書制度についての知見も多くなったからに他ならない。既存の最も重要な文獻史料のいくつかは、以下に簡單に引用することになろう。さらに、文字資料――特に法制文書――が近年發掘され、それらは古代の郵書傳達制度がどの様な規定に從って、どの様に運用されたのかに關して新しい光を投げかけたのである。新出の資料を紹介し分析すること、これが本稿の主たる目的といってよかろう。

三　「郵」とは

郵とは正しくは何であったのか。『說文解字』は、次の様な字解をおこなっている。

郵，竟上行書舍，從邑，垂。垂，邊也。　（『說文解字』六編下）

郵とは、文書傳達のために境界におかれた宿泊所である。邑（ムラ）と垂に從い、垂とは、邊のこと。

ほぼ同樣のことが、後の唐代の注釋家顏師古により、やや詳しく說明されている。

郵，行書舍，謂傳送文書所止處，亦如今之驛館舍矣。　（『漢書』卷八九、[3] 中華書局標點本三六三〇頁注（以下同じ））

郵とは、文書傳達のための宿泊所。文書を遞傳する時、立ち止まる所を意味し、また、今日の驛（騎乘配達者）のための宿舍のようなもの。

かく、今日の郵便局とは異なり、郵では、また一夜の宿をも提供する。それ故、私はそれを「郵書傳達ステーション」と譯すことにしたい。

『說文解字』が何故に、郵書傳達ステーションを境界に限定したのであろうか。あきらかに、郵の字形の構成要素を、そこから說明せんとしたのであるが、かかる語源學的解說のよって來たるところは、東周時代よりもずっと以前にさかの

ぼることは言うまでもなく、したがってこれは今問題にしようとしていることには妥當性がないと思われる。しかし、「境界」を國境という意味に理解するのではなく[4]、縣といったより小さな單位の所轄區域の境と見なすならば、その解釋は古代帝國にとって、それなりに理解できなくはない。かかる議論が基づくところは、以下に擧げるであろう。

同時に、ユウ yóu（中古音 wiu）（ママ）という音は、尤 yóu（中古音 wuw）に通じ、さらには、過 guò（中古音 kwa）（ママ）「あやまち」、「非難」として[5]、次に注釋がつけられる。意味の上から言えば、我々の目的とすることとは、かけ離れているのだが、「過」を一般的な意味である「通過する」と理解するならば[6]、そこから、郵は「通過する郵書傳達所」と解釋することができよう。

さらに別の注釋として、字音と字形、そのどちらにも明確な關係を有しない、純粋に意味の上だけから、「郵は、驛である[7]」との解說があるが、「郵」と「驛」は、事實上は互いに異なるものということ、劉昭が明言している。

東晉猶有郵驛共置，承受傍郡縣文書。有郵有驛，行傳以相付。（『續漢書』志第二九、三六五二頁注）

東晉ではまた、郵と驛が（同じ場所に）共に設置された場合があり、隣接の郡や縣から文書を受け取っていた。（かくして）郵と驛があり、文書を遞送・轉送し、相互に業務を遂行していた[8]。

驛は驛馬を供給する施設であり[9]、それに對して郵は主には郵書傳達者の基地の役割を擔っていた、ここに兩者の違いがあった。かかる特徵は、二つの施設がそれぞれ、どれくらい離れて置かれていたのか、その違いによっても確定することができよう[10]（以下に詳述）。

しかしながら、郵驛、郵亭といったように、本來は異なっていたはずの樣々な設備を複合させた用語に、史料のうえで遭遇することが少なくない。なぜそういうことになるのか、理由のひとつは、劉昭が言うように複數の機能を有した一種の施設・基地が實際に存在していたのかもしれないということだろう。ならば、上記の二つの用語は、「郵驛（郵と驛）」「郵亭（郵と亭）」と正確にはとるべきかもしれない。しかしながら、かかる複合語が何處にでも使われていることに對し

ては、別の説明もあり、そこから、違った解釋が導き出されてこよう。(11)

これは、多くのキーワードがそれ自體、潜在的にいくつかの異なった意味を持っていた可能性があるという問題に關わる。つまり、驛は「驛（ステーション）」「驛傳」さらには、「驛馬」の意味ともなる。いまひとつの極端な例としては、「遞傳の車」（普通は手紙ではなく人を運ぶための）「遞傳ステーション」さらには「パスポート」もしくは、傳達者が中繼點の諸設備を利用することを認める特別な「遞傳のための許可證」をも意味する傳がある。また文脈に從えば、どの意味になるのかが判斷できるかと言えば、必ずしもそうではない。古代の人たちでも同じような問題をかかえていたはずで、それ故、このような複合語が存在するその理由は、曖昧ではない第二の文字をそこに附加することで、多様性を帶びた意味に限定をもたせようとしたことに因るのかもしれない。かくして、傳とは、上述のように、少なくとも三種類の異なった對象を指すことになるのだが、「傳舍」となれば、唯一「遞傳ステーション」もしくは、このようなステーションの驛舍と限定できるのである。(12)

かかる説明は、その他のわかりにくい表現についても有效かもしれない。しかしながら、結局、古代中國における郵と驛の施設をめぐって使われる多くの用語を、何によって正確に區別したのかという、このやっかいな問題は、十分には解決されたとは、いえないのである。これ以上に究明を行なうことをやめ、實際にはすべての用語は置き換え可能だと結論づけている研究者も少なくない。(13)

もとよりこのことが常にあてはまるとは、私は思ってはおらず、むしろ、時とともに、あるいは地域と環境に應じて意味が變化していくということを明らかにしうる十分な知識が不足しているのだとは思うのだが、意味を確定するといったもどかしくて厄介な作業を、私自身もはやこれ以上續けるつもりはない。ともあれ、以下に分析を試みるであろう秦漢時代の文書は、「郵」という語に、とくに走者による文書配達に、焦點をあてたものだといってもよいであろう。

ただ、「置」という語につき附加的説明をしておかねばならない。というのは、後漢の史料には郵に代わるものとして

紹介され、また、最近の考古的發見によって、かかる施設のかなり具體的な様子を窺うことが可能となったからに他ならない。

漢代を通して「置」は最も普通には、「設立する」「配置する」「設置する」という意味の動詞で使われている。この行爲の目的語は、何らかの施設であるのが普通である。「置」は名詞としてでてくる場合には、あるものの總稱というよりも、郵、驛、もしくは亭の施設として分類される個別の一單位とみなされるのがしばしばである。かかる場合においても、やはり動詞に譯す方がわかりやすい。

…，驛馬三十里一置，…　　驛馬は三十里毎に設置された。

（『續漢書』志第二九、三六五一頁）(14)

置は何らかの種類の遞傳ステーションを意味する、もしくはとりわけ新しい馬を供給する遞傳ステーションを意味する一般用語へと展開したのかもしれないと想像するに難くはない。少なくともこのように理解するならば、後漢のある時期に、異國の珍しい果物を宮廷のために手に入れたといった有名な狀況のような事柄についても説明がつこう。

舊南海獻龍眼、荔支，十里一置，五里一候，　　かつて、南海郡は龍眼と荔支を獻上したが、十里ごとに傳達基地、五里毎に監視所がおかれ、險阻なところもひた走り送達したので、死者が延々道に繋がった。

奔騰阻險，死者繼路。

（『後漢書』卷四、一九四頁）

しかしながら、次にあげる「置」は、これとは別の意味で使われているとせねばならない。

漢改郵爲置。置者，度其遠近之閒置之也。　　漢は、郵を改めて置とした。「置」とは等閒隔に分けて設置するという意味である。

（「風俗通義」『後漢書』列傳五八李賢注、一二三二頁注所引）

漢代に起こったと傳えられている郵から置への變化は、それぞれの施設の規模の變化であるとともに、おそらくは傳達

手段の變化であったのかもしれない。置が傳達のための馬を供給する施設としばしば結びつけられていることは確かである。同じことは、「懸泉置」として同定して間違いのない敦煌附近の考古遺跡も示唆するところである。これは、概して少なくとも二千五百平方メートルの構内に宿舎、厩舎、二・三の見張り臺がそなわっていて、あきらかに單なる「郵亭」もしくは、「郵」よりも規模の大きいものである。[15] それゆえ、規模の大きいサービスステーションを想起させる〝傳達基地〟という譯語を、あてておきたい。

傳達基地、つまり「置」は、以下に檢討される時代の古い資料の中には出てこないが、郵もしくは郵書傳達ステーションのシステムが時代をくだって規模が擴大したものと、ここでは、言っておけばよかろう。

四　郵の基幹構造

文獻史料では、場合によっては「郵聚」とも稱して、三つの主たる郵書傳達センターに言及している。そのうちの二つは、「曲」「杜」と名付けられた、現在の西安近郊、秦漢の都の東西に置かれたものである。黄郵聚と呼ばれた同じようなセンターが南陽（現在の河南省）の南に前漢時代からあったことが記されている。[16]

概して、郵は一定の間隔をおいて幹線道路沿いに設置された、警察ステーションである亭が、宿泊施設も備えて、十里（約四・二キロメートル）毎に置かれるものだったのと同じい。[17] 史料の中には、郵はもっと短い間隔で置かれていたと述べているものが、少なくとも一つある。

> 五里一郵，郵人居閒，相去二里半。
>
> （『史記』巻五五、二〇四六頁注[18]）

> 五里ごとに一郵、郵人、その閒に駐在し、（郵と駐在所は[19]）互いに二里半の距離がある。

見てきたように、後漢の驛は三十里間隔（約十二・五キロメートル）に設置されていたとされる。このことは、驛を利用していた使者とは異なり、單なる郵人はおそらく馬を用いなかったことを物語っている。

五　郵の機能

文献史料が示す郵そのものについての直接的記述は以上であるが、主に列傳にみられる間接的な史料が若干の情報を補足してくれる。

第一には、言うまでもなく、遞傳の施設というものは、普通、遠く離れた地域を結びつけ、かつ管理する手段と考えられていた。かくして、それらの設置は、中國の支配が西方、西北方に延びて行くに従って、特に重要となり、「郵および亭」は「繕治――維持管理」[20]せねばならならず、また「郵置」は「要害の路にそって並べられた」[21]のである。桂陽の太守が隧道を穿ち、二百八キロメートルの長さにおよぶ南方の山々を貫いて、道を建設し、沿道に「亭傳をつらね、郵驛を置いた」[22]とされる記事は、刮目に値するであろう。

これらの傳達網が現實の手段のみならず、おそらくは權力を象徴するものとして、つまり漢王朝と關係を持ち、その傘下に入ることを拒否した地方の反逆者の標的となったものだったということは贅言を要しないだろう。例えば、かかる輩が「郵亭を燒く」[23]という行動にでることで、支配から逃れようとしたという記述が多く見られることでもって、その證左とすることができよう。

第二としては、そしてより重要なこととして、郵は上奏[24]、封事[25]――つまり皇帝の様々な側近たちの檢閲を經ない直奏――を傳達する手段として利用されたということが、はっきりしていることである。

加之、郵書傳達ステーションはもっぱら官吏のためのものだったらしく、私的な手紙は正規ではない特別な機會をまってはじめて配達されたにちがいない。功曹の袁安が、從事に縣令宛の手紙を屆けてほしいと頼まれた時のエピソードがこれを語る。憤然として彼はかく應えていう。

公事自有郵驛，私請則非功曹所持。　（『後漢書』列傳三五、一五一七頁）

公事のためにもともと郵驛が存在しているのであり、私的な申し立てに關しては功曹の預かるところではない。

なお、郡太守は「郵亭や鄉官にもれなく雞豚を飼育させ、それを鰥寡・貧窮者に惠與した」[26]という記事が一つみえるが、むしろ、事柄が強調に値するということ自體、逆に、そのことが普通ではなかったことを示しているとせねばならない。

六　文書資料

上記の狀況は、ここ二・三十年間のあいだに陸續として出來した文書の發見によって一層詳細に解るようになったのである。その最たる者は、文書傳達に關する律――行書律――が二箇所から見つかったことである。一つは、戰國時代晩期から統一秦の前期にあたる湖北省雲夢縣睡虎地出土の、今ひとつ、湖北省江陵張家山から見つかった、漢時代初期のいずれかの二年のものである。[27]

このほか單發的な資料ではあるが、江蘇省連雲港市尹灣から出土した前漢時代後期の行政統計簿の中に、また西垂の居延・敦煌の邊境施設から見つかった種種の行政文書、それらは前漢後期から後漢のはじめのものだが、それらの中に確認される。ごく最近には、秦代の郡から出された行政文書が湖南省龍山縣里耶で發見された。[28]これらのうち、特に重要なものについては後に取り上げることになろう。

七　考古學的背景

目下知られている古代中國の郵書傳達に關する最も古い法律規定は、秦律の二つの短い抜粋である。出土し、整理した後に「秦律十八種」と呼ばれるようになった簡牘のなかで、この二條は「行書」に關する法規定に屬するものとしてそれぞれ注記されており、行書律であることは疑いない。

文書傳達に關する漢律をふくむ張家山の抄錄は、これとは異なっている。竹簡の長大な卷子、それはひとつに綴じられて「二年律令」もしくは「律令二十八（九？）種」[29]との原題が記されているものが新たに見つかったのである。

後者の表題が示すように、卷は二十八種（乃至は二十九）[30]の拔粹からなり、その大部分は律、少なくとも一種は令である。「文書傳達に關する律（行書律）」といった個別の律名は、それぞれのグループに添附された一本の標題簡にしか表記されてはいない。綴じ紐は切れてしまい、しかも册書であった多くの簡の位置が移動してしまっており、研究者にとっては、どの標題簡がどのグループのもとに置かれていたのかを決めるために簡を整理することが、先ず解決せねばならない問題となってきたのである。

『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』の最後の頁には二年律令と、他の文書が出土した狀況を描いた示意圖が載せられている。各簡にはそれぞれ番號が附されて識別されており、發掘された時それぞれの簡がどこに位置していたのかをきちんと復元できるばかりでなく、それによってバラバラに崩れる前に卷物のなかでどの位置に置かれていたのか推定できるわけである[31]（**插圖**參照）。

個別の律の復元された順序をもって、示意圖を注意深く檢討してみると、大半の簡の位置が移動してしまっていることは確かではあるものの、どの方向に移動したのか、少なくとも相對的位置――外側に置かれていたのか、それとも內側、もしくは上部か底部か――は看取することはできる。つまり、バラバラに崩れてしまった册書簡ではあるが、個々の律文の配置は無秩序ではなく、概ねある一定の基準に從っているといってよい。確と結わえられた編綴簡のなかの一本の簡が、外から中に、底部から上に彷徨うなどと言うことは、なにか人の手がそこに加わるとか、水につかった狀態でもない限り、あり得ないのではなかろうか。

上記の考古學的報告に基づけば、『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』の編集者によって行書律として復元された簡は、すくなくとも三つに分けることができるといえよう。

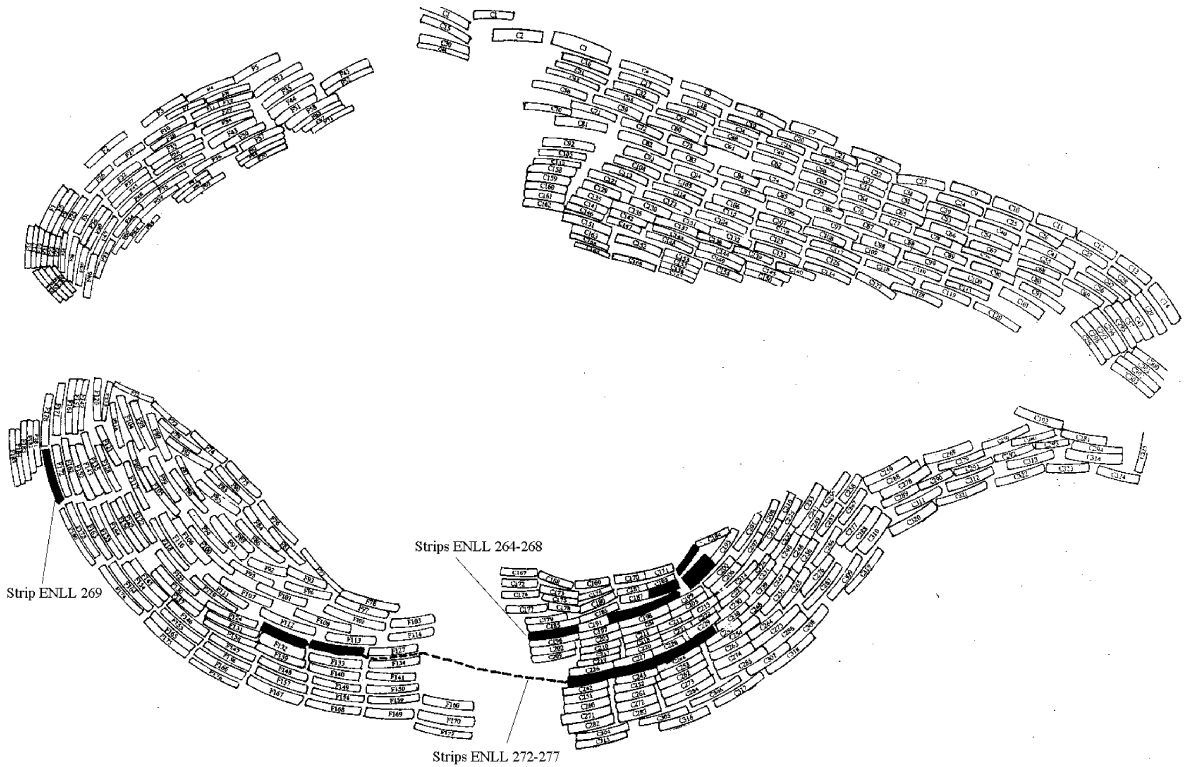

插圖：二年律令と稱される簡牘の崩れた卷物の中での行書律に屬すると言われる十四簡の位置。圖は，元の卷物をより想像できるように，『張家山漢墓竹簡』の示意圖に手を加えている。

一、二年律令二七二―二七七（出土番號 C234-237, F125-126）、當該律の中心的な部分。ここは、標題簡も含んでいる。

二、二年律令二六四―二六八と、おそらくは二七〇―二七一（C183, 188-190, 192-194）は、ロール狀の束のかなり內側にあり、その內容は郵と關係したものであること、間違いはないが、これらの簡がもともと「行書律」の條文を構成していたのか、疑問がのこる。[32]

三、二年律令二六九（出土番號 F179）は、他の二つのものから離れた全く異なった場所から見つかっている。それが獨自にその場所に移ったなどとは、およそ考えらない。そこには「行書」という語が含まれているが、私は、この簡が當該律に屬したといい切るには、かなりの躊躇を覺える。[33]

二六九簡については、右三、に述べたような問題を含んでいることから、拙稿では考證からはずすことにする。

八　公的文書傳達に關する規則

ここで、その內容、および二種類の律を比較することにしよう。睡虎地秦律の規定の最初は、文書が處理されるその時間に關するものである。

行命書及書署急者，輒行之；不急者，日觱，勿敢留，留者以律論之。　行書

（秦律十八種一八三）

命書および「急」と注記されている文書を送る場合には、すぐに配達するものとする。「急」ではないものは、その日の內（に處理されねばならず）、それらを留め置いてはならない。滯留すれば、律にしたがって之を處斷する。　行書[34]

異なったタイプの文書が配達されたことを、ここに初めて確認することができる。文書としての皇帝の「命書」は、秦帝國初期には、「制書」という名稱に改められることになる。統一秦以前の秦律に見える條文が、「郵人をして制書、急書を行らしむ（令郵人行制書、急書）」[35]と規定された漢代の當該の法規の內容と、符合すること、特筆しておこう。

敕令や速達便すべてが郵を利用して配達されたのかといえば、そうではなく、廣範圍なもしくはある一定の郡下の人々といった、多數に向けて出されたものにそれは限るのであろう。受取人が個人の場合には、詔敕は驛傳に託されていたに違いない(36)。

しかし、詔敕や緊急と明記されていなかった郵便物は、郵書傳達のシステムを利用できなかったということを物語っている。張家山簡に次のように記されている一條は、そのことを示しているといってもよかろう。

書不急，擅以郵行，罰金二兩。　（二年律令二七二）

文書が緊急なものではないのに、かってに郵を利用して配達すれば、罰金二兩。

公文書の僞造ほどではないにしろ、郵書を滯留することが、實際に罪に問われることは、張家山奏讞書にみえる裁判案件が如實に示している。

●・可東守讞，郵人官大夫內留書八日，詐更其徼書辟留，疑罪。・廷報，內當以爲僞書論。　（奏讞書六〇）

河東太守が讞す。郵人の官大夫內は文書を八日滯留させ、滯留を取り繕うためにその徼書を書き換えました。どのような罪に當たるのかお伺いします。　廷報。內は僞書を作成したという科で論斷せよ。

次にあげる三本の張家山簡は、一連のものであることは間違いなく、實に簡潔な方法で規定を明文化している。

一、所定時間に間に合わなかった時の罰則を含んだ、配達の所要時間の基準（程）。

二、官署に郵書をしかるべく處理しなかったことに對する罰則——上記の秦律で「滯留すれば、律にしたがって處斷する」との條文に示されているその具體的內容を部分的に示すもの。

三、文書のなかで、郵を使用せずに別の方法で配送するもの。

四、封が毀損した場合のとるべき措置。

ここでは、もとの文脈をそのまま残すために、原文にそってすべて引用してみたい。なぜならそのこと自體、注目すべきだからである。これら關係がはっきりしない規定が、まとまった一連の文章として纏められているということは、漢の法律が粗雑に編纂されているのか、もしくは、――どちらかといえば、こちらの方が納得できるのだが――睡虎地秦律の如く、より精巧で、もっと整然としていた法規から、個人的に、もしくはある地域にかぎって使うために抜粋したもの、そのどちらかを物語っているのだろう。後に取り上げるつもりである第二のグループの簡牘に見られる場當たり的な編纂に、一層そのことが顯著に現れている。

郵人行書，一日一夜行二百里。不中程半日，笞五十，過半日至盈一日，笞百；過一日，罰金二兩。

「郵吏居界過書，（二年律令二七三）

弗過而留之，半日以上，罰金一兩。書不當以郵行者，爲送告縣道，以次傳行之。諸行書而毀封者，皆罰金（二年律令二七四）

一兩。書以縣次傳，及以郵行，而封毀，□□□□，更封而署其送徼曰：封毀，更以某縣令若丞印封。（二年律令二七五）

郵人の文書傳達。一日一夜で二百里（約六十七キロメートル）[37]。規定より、半日餘分にかかれば、笞五十。半日から一日以下ならば、笞百。一日を過ぎれば、罰金二兩[38]。

郵吏は境界に居て、文書を通過させる。

もし、通過させずに半日以上滯留させれば、罰金一兩、郵によって遞送すべきではない場合には、配達をすることを縣道に報告したうえ、順次に送付する。文書を遞送して封を毀損すれば、いずれも罰金

一兩。もし、文書が縣を遞送される、もしくは郵を利用して遞傳されるとき、封が毀損すれば、……、あらためて封印をして、送達に伴う檄に、「封が毀損し、改めて某縣の令、もしくは丞の印で封印した」と記す。

（注）二年律令は、「□縣□劾印」と釋讀をするが、圖版からは、釋讀できない。從って、ここでは譯をつけない。

時間の規定に關して、二つの留意しておかねばならない點がある。一つは、黃金二兩というのは、明らかに笞百よりも重いと見なされていたことである。やり方次第で、鞭笞が、拷問時に死に至らしめる結果となったということを鑑みれば、いささか驚きを覺えるが、いずれにしろ、條文は、黃金と人命の相對的價値について、少なからざる示唆を與えてくれる。

第二點は、郵書の遞傳に直接に關わること、すなわち二百里を二十四時間（一時間二·八キロメートル）で配達するというその規定である。この種の規定は、今ひとつ居延漢簡に認められ、そこにはこれとは異なった速度基準が提示されている。

…書一日一夜當行百六十里…（EPS4T2：8A）　…文書、一日一夜で、百六十里の距離を配達されねばならない…

もっとも、居延漢簡の時代は、張家山漢簡よりも遲れること百、二百年、一里約四百十七·五メートルという數字は、この期間の中で辻褄を合わせ、うまく處理できるもしれない、つまり居延漢簡では、だいたい一日六十七キロメートル、平均時速二·八キロメートルと解釋され、張家山の規定においても同じ速度が郵書配達人に要求されていることになろう。

この事實は、遺跡が明らかに異なる地形に存在しているということをふまえれば、注目に値するといってよい。中國南方の郵書傳達者は、山岳地帶を擔當せねばならず、對して、平坦な走行しやすい西北のゴビの砂礫を擔當するものは、眞っ直ぐな道を通行できた、にもかかわらず、兩者は全國的な一定基準のもとで服務が課せられているのである。

郵書傳達の手段、樣態が異なれば、自ずと規定も違ったものであったのが自然であろう。後漢時代のある史料には、馳傳（遞傳に使う高速の車馬）、および騎乘の配達者が制詔を送達するに一日（二十四時間）四百十六キロメートルのスピード（ほぼ時速四十二キロメートル）と見える。もとよりこれは誇張もしくは比喩であること確かであろう。

ほぼ同時代のローマの騎乘配達者のデータと比べてみた場合、その記錄は、わずか一日で二百九十四キロメートル、時速十二·三キロメートルの速度にしか達していない。訓練を積んだローマの走者の一日七十四キロメートル（時速三·一キロメートル）が大變速いスピードであったことをふまえれば、同じ時代の中國の走者の時速二·八キロメートルという一般的な速度基準は、現實的なものと思える。

興味をそそるのは、[43]「二年律令」二四七―二七五簡に述べられた文書傳達の方法に關する規定が、同時に設けられていたかどうかということである。「以次行」「以次傳」、つまりそれぞれの單位を「順次に傳達する」という成句のことだが、この方法によって郵書は間斷なく一つの單位から次のそれに、おそらくはそれぞれの單位に所屬する人員によって送られたに相違ない。ただ、それは一般の郵からの人員ではなく、他の單位、つまり、烽燧（隧次行）[44]や二七五簡に見える縣（以縣次行）であったと考えて差し支えなかろう。文脈から判斷して、それはおそらく公文書送達の最もゆっくりとした方法であったこと疑いの餘地はないが、順番を一つ二つ飛ばしてスピードアップを期した者には、高額の罰金が科されたようである。張家山漢簡の中の次の斷簡は、かかる案件にかんする規定なのかもしれない。

…不以次，[45]罰金各四兩，更以次行之。　（二年律令二七一）

順次の送達をしなかったら、罰金四兩。改めて順番に從って送達する。

我々、否、古代の人は郵書配達の所用時間に關する嚴格な規定が確と守られていたことをどうして確認したのか、次の睡虎地秦簡の行書律は、ことがらに關して、理論のうえからは答えてくれている。

行傳書、受書，必書其起及到日月夙莫，以輒相報殿。有亡者，亟告官。隸臣妾、老弱及不可誠仁者勿　（秦律十八種一八四）

傳達されるべき文書を送付する、[46]もしくは文書を受理したときには、必ず、送達の月日、時間を書き留めて、それでもって速やかに報告をおこなう。[47]文書がなくなった場合には、すぐに官に報告せよ。隸臣妾、老弱、および信用の[48]おけない者は、

令書。廷辟有曰報。宜到不來者，追之。　行書　（秦律十八種一八五）

書記につかせてはならない。[49]廷の判決文に[50]又た「報」[51]（回答）といい、到着しているべきなのに來ていない者は、追跡調査をせねばならない。[52]

右の條文のはじめの部分に規定がみえる傳達記錄といった類のものが、實際にどのように處理されていたのか、それら

は居延から出土した多くの郵書通過簿から窺うことができる。まず、「郵書刺」[53]（郵書配達記錄）が作成される。後、それらは規定に照らしてチェックされ、規定に合っていなければ、その事がきちんと記入される。それが、「郵書課」（郵書傳達査定）であり、またそれに基づき問題を指摘する文書もあった。[54]二つの例をあげよう

北書：三封，合檄、板檄各一。　北行きの文書：三封。合檄、板檄、各の一。

其三封、板檄：張掖太守章，詣府；合檄：牛駿印、詣張掖大守府牛掾在所。　其三封と板檄は張掖太守の印章あり。（都尉）府宛。合檄、牛駿の印あり。張掖太守府所屬牛掾の在所宛。

九月庚午下餔七分，臨木卒副受卅井卒弘，雞鳴時當曲卒昌附收降卒福。界中九十五里；定行八時三分，疾程一時二分。（A8—157・14）

九月庚午下餔七分、臨木卒副が卅井卒弘から受領。雞鳴時、當曲卒昌が收降卒福に渡す。界中九十五里。送達の所要（時間）、八時間三分。基準より一時間二分早い。[55]

…界中八十里；書定行十時，留遲二時。解何！（A8—231・2）

界中八十里。文書送達の所要（時間）、十時間。二時間の遲滯。理由を説明せよ。

これらの簡牘を理解するために、前提となる行政上の背景として、戍卒と刑徒を配置した西北邊境の軍事防衛施設がある。以下に引用する二年律令二六六簡が語るごとく、遠隔地や險阻な地域にあっては、もとより郵は內地ほど整備が完全ではなかったに相違ない。にもかかわらず、「郵」という語が居延漢簡に登場し、郵は、郵人によってでなければ、郵書傳達者としての職務を擔った正規の兵卒によって、實に疎漏なく運營管理されていたのである。

ここにきて、既に言及した二つの見解を確認することができる。ひとつは、一日百六十キロメートルと規定された速さ、これが郵書傳達ステーション、もしくは邊境の軍事基地內の相當施設にあって實際に適用されていたことである。それは、右にあげた二つの資料が、〝一時間〟（「時」とは現在でいう一時間半にあたる）あたりの標準の傳達時間が十里であったことを前提にしているということからの歸結である。漢代の一日は、十六時からなっていた[56]以上、送達にかかる一日（一夜）

の基準は百六十里になるわけである。

第二には、一歩進んで郵書傳達の施設がどういった「邊境」に置かれていたのかを考えるに示唆をあたえてくれることである。右にあげた157・14簡に記されている四つの單位は、次の候官に所屬する燧であることが同じ箇所から出土した様々な文書によって知られている。[57]

丗井（丗井候官）
臨木（甲渠候官）
當曲（甲渠候官）
收降（居延候官）

これら全ては、少なくとも三候官所轄の地域を貫通している烽燧線上に並んでいると推測され、[58]先に擧げた郵書課で「界中」と稱されているのは、甲渠候官の管轄下の地域であること、明らかであろう。加えて、四つの烽燧は、隣接する候官の境に置かれていたのである。

さらに、統治系統のうえで、軍事單位としての候官のランクが民事系統における縣に相當するということを考慮に入れれば、[59]二年律令二七三―二七五簡に見えるように、何故に「郵吏、界に居る」のか、規定通りに送達されなかったら、何故に郵が縣または道（縣に相當するランク）に報告し、また何故に封が毀損されたならば、「以郵行」の文書と「以縣次傳」の文書が、同じ方法で處理されることになるのか、そういったことが理解できるに至るのである。

郵は縣の境界にしか設置されなかったといえば、十里（或いは五里）閒隔で設置されるという法規定と齟齬をきたすことになろう。なぜなら、幹線道路は縣境と常に交差していたはずはないからである。しかし、縣境近くに設置され、それゆえ隣接する縣の郵書傳達ステーションと郵書の交換を行なう役割を擔っていた傳達施設に限っては、郵書通過の記錄をとり、適宜、縣に報告するべき責任が課せられていたことは明らかな事實であった。

縣境を通過する全ての郵書、さらにいえば公文書であるとしても、それらが郵を經由して送達されたのかといえば、そうでない。睡虎地出土の田律の規定により、それははっきりしている。郡守に收穫の得失を文書によって報告せねばならないという縣令の職責を強調したうえで、條文はこう續ける。

近縣令輕足行其書，遠縣令郵行之。　　近縣は輕足を使ってその文書を配達させ、遠縣は郵を使ってそれを配達させる。(60)

（秦律十八種二一―二三）

一見すれば、そのように思えるかもしれないが、この規定からは、郵における馬の利用はうかがえず、むしろ郵書傳達者も、走者であった確證が得られるのではないだろうか。「輕足」との相違は、輕足はリレー式に行わないといった類の運搬者である點であろう。かれらは、普通の郵書傳達書よりもいささか遠い距離を擔當せねばならなかったのだが、その代わり、郵書傳達ステーションが各中繼點で傳達記錄を記すに要する時間を節約できたのである。したがって、近距離においては、かかる運搬走者を利用する方が、明らかに速く、對して騎乘者によって送達されない遠距離便にあっては、郵書を傳達リレーすることがもっとも有效的な選擇だったのである。

張家山出土の行書に關する漢律の最後から二つ目は、地方レベルでの郵を使わないやり方を連想させる規定を含んだものである。

諸獄辟書五百里以上，及郡縣官相付受財物當　五百里（約百六十七キロメートル）以上はなれて送付される判決文、(61)
校計者書，皆以郵行。　　および郡縣の官吏が檢査し帳簿に記入すべき財物を相い送付した場合の文書は、いずれも郵を利用して配送せねばならない。

（二年律令二七六）

大部分の公文書、とりわけ下部組織同士で交換される文書は、特別な郵書傳達書、輕足ではなく關係する機關の役人、もしくは場合によっては、庶民、隷臣隷妾によって配達されたに違いない。(62)

最後に、各條文が何に屬すのかが明記されている。發見されたとき、諸簡の位置から、「標題」簡はここに置かれたと

想定される

■行書律　（二年律令二七七）　「行書律」

九　郵書傳達施設の設置に關する規定

編纂者が行書律に屬すると確定したもののなかで、今ひとつは、先に分類した第二のグループに屬するものだが、これは文書の遞送そのものに關してではなく、文書傳達施設の設置と設備、そこの人員の義務と待遇についてのものである。最初の規定、もっとも、それは元々の順序では、そうではなかったかもしれないが、そこには先に引用した『漢舊儀』とは異なった間隔が提示されている。張家山漢簡に反映されている帝國創成期では、郵書傳達制度を全國規模で確立させる途上にあり、あまりにも緊密な構造には現實が適應しないことに、これは、起因しているのかもしれない。

十里置一郵。南郡江水以南，至索（？）南水，　十里ごとに一郵をおく。(63)南郡、江水以南から索（？）南水に(64)至っては、二十里ごとに一郵。

廿里一郵。　（二年律令二六四）

次の三本の簡は、一連のものに違いない。そこから、二つの異なった主要な郵書傳達施設（もしくは郵書傳達基地）が都の近くに設置されていたということを、意外にも伺うことができる。兩者ともに、これまでの文獻史料には、少なくともここに使われている名稱をもっては、登場しなかったものなのである。さらに興味深いこととしては、原文に不明なところがあるものの、初めてここにその記載を見る郵の內部構造である。

一郵十二室。長安廣郵廿四室，敬事郵十八室。　一郵は、十二室、(65)長安での廣郵は、二十四室。敬事郵(66)は、十八室。

有物故、去，輒代者有其田宅。有息，戶勿減。　（郵人が）死亡したり離任したりすれば、交代するものは、その（死者の）田宅を持つものとする。しかし、子孫があれば、（郵人の）戶口の數を減少させてはならない。(67)

令郵人行制書、急　（二年律令二六五）　郵人に制書、緊急通達

書。復，勿令爲它事。」畏害及近邊不可置郵者，令門亭卒、捕盜行之。」北地、上、隴西，卅里一郵；地險陝不可置郵者，

（二年律令二六六）

得進退就便處。郵各具席，設井磨。吏有縣官事而無僕者，郵爲炊；有僕者，叚器，皆給水漿。

（二年律令二六七）

書を配達させる。（徭役を）免除して[68]、他の役務には就かせない[69]。危害を被るおそれがあったり、邊に近く、郵を置くことができないところは、門亭の亭卒もしくは捕盜に配達させる[70]。北地、上、隴西の諸郡は、三十里に一郵、地形が狹隘で、郵を設置[71]できないところは、土地の利便に從って、（郵の間隔を）增減させてもよい。各郵には、蓆を具備し、井戸・臼を備えておく。官吏が公務[72]でやって來て、從僕を連れていない場合には、郵が炊事をおこなう。從僕を連れている場合には、器具を貸與し、いずれの場合も、飲み物[73]を提供する。

刮目すべきことは、室という語でもってそれぞれの郵の規模が、法律で定められていることだが、殘念ながら、その語の意味は、はっきりしない。「家」「住宅」「部屋」「アパートメント」等々、すなわち何らかの建築上の單位、もしくは「一軒の家屋の中に共に住んでいる人」つまり「家族」、もしくは從僕、その他血緣關係以外の族構成員を含む「一族」などが、語義である可能性があろう。前者の意味は、睡虎地秦簡に顯著であり、そこでは、犯人や動物が「入室する[74]」という敍述がなされている。一方、そこから演繹された第二の意味、つまり『室人』とは、家全體、犯罪者と共に處斷されるべく收監される人」（室人者，一室，盡當坐罪人之謂殹[75]）といった定義が候補として擧がってくるのである。

先にも言及したが、いくつかの資料から、郵は來訪者に宿泊施設を提供したということが分かっている。ならば、これら室というのは、客室に當たるのだろうか。かかる疑問はまんざら牽強附會だともいえない、というのも別の史料にみえる「室」が、しかも極めてよく似た文脈の中で、明らかに「（客のための）部屋」を意味していると考えられるからに他な

らない。

『周禮』地官・司徒・遺人「三十里毎に、宿があり、宿には客室、客室には、穀物の備蓄がある。――三十里有宿，宿有路室，路室有委」のこの一條に鄭玄は、つぎのように注釋をつけている。

宿可止宿，若今亭，有室矣。　宿では止まって宿泊することができる。ちょうど今日の亭が室を備えているのと同じである。

（『周禮』地官・司徒）

これとは異なり、張家山漢墓竹簡の註釋が、「室」を「家屋」「部屋」ではなく「家族」と解釋しているのは、おそらく「死亡したり離任したりすれば、交代するものは死者の田宅をもつものとする――有物故、去，輒代者有其田宅」などと詳述されているのを念頭にいれたからではないだろうか。このことは、「室」の數が、一時的な客ではなく、郵に定住している人となにがしかの關係をもったものだということを前提にしているといえる。尹灣出土の前漢後期の集簿は、まさにこれを示すもので、その當時の東海郡には三十四の郵があり、四百八人の郵人がいたと、そこには記されている。(76) 各郵に平均十二の郵人がいたことをそれは意味しているのである。

十二の郵人に十二室、それは郵人の各人が、たとえ彼の「家族」、「家屋」もしくは「客室」であれ、かれが維持管理せねばならない「室」に對してなにがしかの責務を有していたことは、間違いなく、これらの中で、「家族」という意味がもっとも可能性が高いということになろう。かりに「室」が郵人自身の居住する空間を意味するとするならば、同じ文のなかで、それが、「室」と呼ばれることもあり、また「宅」と呼ばれることもあることは、理解に苦しむと言わねばならない。

しかしながら、鄭玄が言及している亭の解説で、「室」（客室）と對比させていることは、なんともすっきりしない。旅行者の食事、宿は、つまるところ、郵人の家で郵人の家族によって提供され、そこにおいては、「家族」「家屋」さらには「宿泊施設」は、何の齟齬もなく成り立っていたのであろうか。しかし、これは確實性のない憶測を超えるものではなく、

はっきりしている證據は、あまりに淺薄であり、これでもって全豹を推すことはできず、これ以上深く考察を進めることも難しいこと、銘記しておかねばならない。

他、郵人をとりまく狀況にかんして分かること、考えられることは、次項で考察しよう。

一〇　郵　人

「郵人」とは、いったい誰をさすのであろうか。いったいどの様な生活をしていたのであろう。張家山漢律の當該諸規定の最後の簡からは、賦にかんして郵人が受ける恩典[77]の何がしかをうかがうことができるのである。

復蜀、巴、漢（？）中、下辨、故道及雞劍中五郵，郵人勿令繇戍，毋事其戶，毋租其田一頃，勿令出租、芻稿。　（二年律令二六八）

蜀・巴・漢（？）中、下辨・故道、および雞劍中の五郵[78]を復除する。郵人は、繇役屯戍につかせてはならず、其の戶を役務につけてはならず、其の田一頃の租を徵收せず、租・芻稿を出させてはならない。

最後になるが、ごく最近に發見された里耶出土の秦の文書によって、當時の郵人は、當然として所轄の縣が規則に從って任命したということが分かったことを述べておこう。

卅二年正月戊寅朔甲午，啓陵鄉〔嗇〕夫敢言之：成里典、└啓陵郵人缺。除士五成里匄、└成。成爲典，匄爲郵人。謁令、尉以從事，敢言之。　（里耶簡8：157ｒ）

三十二年正月戊寅朔甲午（十七日）、啓陵の鄉〔嗇〕夫が申し上げます。成里の典と啓陵[79]の郵人に缺員が生じました。士伍の成里出身の匄と成を任命し、成を典、匄を郵人としたく、令、尉に謁移のうえ、とりおこないたいと存じます。敬具。（以上任の筆）

正月戊寅朔丁酉，遷陵丞昌郤之啓陵。廿七戶已有一典。令有除成爲典，何律令應？尉已除

正月戊寅朔丁酉（二十一日）、遷陵丞の昌、これを啓陵にもどす[80]。二十七戶には、すでに一典が存在している。さらに成を典に任命

成、匄爲啓陵郵人。其以律令。／氣手。／正月戊戌、日中、守府快行。

正月丁酉、旦食時、隸妾冉以來。／欣發。

壬手。（里耶簡 8：157 v）

するにあたっては、どの様な律・令に適應[81]するのか。尉は成と匄を啓陵の郵人に任命した。律令の規定にそって執行せよ。氣、取扱[82]。（以上、氣の筆）／正月戊戌（二十一日）、日中、守府の快[83]、送付（以上、快の筆？）。

正月丁酉（二十日）、旦食時。隸妾冉、配達[85]。／欣、封を發く。

（以上、欣の筆）壬、取扱。（以上、壬の筆）

一一　結語と展望

これまでの考察から、中華帝國のごく初期にあって、しかるべき文書傳達のための詳細な法律が既に存在していたことが判明し、それはまた統一帝國以前においても諸侯國が廣範圍に郵書傳達システムを營んでいたことを示唆するものといえよう。かかるシステムは、いわば、公的な通信を配送する場合に限られており、帝國創成期においては、皇帝の詔、緊急文書、召喚狀、皇帝への上奏文といった特に重要な公的通信に限定されていた。不法に郵書傳達制度を使用したり運用したりすれば、重い罰金もしくは刑罰が適用されたのである。

システムは、郵人と稱される下級官吏によって運營され、縣によって任命され、業務に對する稅制上の恩典を受けていた。少なくとも、前二世紀初めから、標準的な郵には、十二人の郵人が勤務、もしくはそこに居住していたのである。理論の上から言えば、傳達施設は、幹線道路に沿って、初めの頃には四キロメートル、後になっては二キロメートル間隔に設置されており、文書は、おそらくこのラインの上を走者によって遞傳されたのであろう。驛（騎）と稱される、遞傳のための騎馬は、所屬すべき傳達基地（これも「驛」という）があり、比較的距離のある間隔で設置されていた。もっとも、ある場合には、郵と驛は同じ所に併置されていたといってよい。文書の傳達の他に、郵はまた旅行者を宿泊させる機能を

有しており、それは亭を含むほとんどすべての國家が管理運営する傳達施設においてもしかりであろう。

縣の境界に置かれた郵は、職務の遂行を責務として課せられている上部機關に文書の傳達記錄を上程する特別な任務をおっていた。帝國全域にわたって課せられた基準は、走者による郵書送達のスピードとして時速二・八キロメートル、それは記錄に殘っている同時代のローマ帝國の走者のそれと同じい。

一般的には通信、特に郵書の傳達は、帝國の行政と統治者を權威の維持を左右する要諦たるものであることは明らかである。郵書傳達制度がとりわけ重要なものになっていったことは、とくに後漢時代になって、文字通り、「郵制度の監督者」といえる「督郵」と稱される官吏が、郡レベルにおいて、次第に權力を有するようになる官に成長する事實が端的に物語っているといえよう。(86) しかしながら、このことは、別に論じなければならない課題である。

註

（1）「遽」と「馹」は、統一帝國以前で、用いられなくなった。統一帝國以前の通信を簡略に述べたものとしては、王子今『秦漢交通史稿』（北京　中國共產黨校　一九九四）九―一七頁參照。一般書ではあるが、いくつかの有益な參考書としては、馬楚堅『中國古代的郵驛』（北京　商務印書館　一九九七）一九―二二頁、王崇煥『中國古代交通』（北京　商務印書館　一九九六）一五九―六一頁、陳鴻彝『中國交通史話』（北京　中華書局　一九九二）四六―五一頁。

（2）これまでの研究の中で最も詳細なものとしては、高敏「秦漢郵傳制度考略」（『歷史研究』一九八五―三）六九―八五頁。王子今（一九九四）四五五―六六頁、參照。

（3）顏師古による同樣の語注は、『漢書』卷一二、卷二七、卷四四、卷七五、卷八三に見える彼の注においても確認される。

（4）このことは、蓋然性がない。というのも張家山出土の漢律には、「邊に近く、郵を置くことができない」場所があった、とはっきり言っているからである。（以下引用の二年律令二六六簡）

（5）師古注「郵與尤同，尤，過也」（『漢書』卷二七下之下、一五〇四頁注）。「郵」を直接に「過」と說いたものは、より早く、鄭玄が『詩經』小雅・賓之初筵「是曰既醉，不知其郵」に附した注に見える。さらに遡っては、それが前三世紀とみるのが、正しければ、『爾雅』釋言に附された同

様の注釋もある。「非難」という意味の「郵」は、同じく前三世紀の『荀子』議兵「罪人不郵其上，知罪之在己也」にも見える。王先謙『荀子集解』は、その「郵」を「怨」と解釋する。

（6）興味深いことには、『爾雅』の郭璞注が、確と指摘していることである。

（7）『後漢書』列傳四四、李賢注所引『廣雅』。

（8）これは、試譯でしかない。對象となっている時代は、漢以後であるが、もし、二つの機關がまがりなりにも一體のものであったならば、かかる解說は、成立しがたい。

（9）『說文解字』十編上に、「驛，置騎也」とある。

（10）それ故、私は、「驛」を"mounted courier (station)."と英譯してみた。ただ、冒頭で述べたような、送信者から受信者にメッセージを送達する傳達者なのか、文書を次々と別の配達人に途絕えることなく遞傳し、またそれが乘馬を使った配達人なのかどうかに關しては、斷言できない。

（11）文章の前後關係からだけでは、どちらなのか、それを知るべき糸口は分からないのがしばしばである。

（12）これに關しては、王鳳陽『古辭辨』（長春　吉林文史一九九三）參照。ただ、しばしば目にする「郵驛」が、「郵」一字の場合より、曖昧さが回避されているのかといえば、殘念ながらそうではない。「郵と驛」あるいは「郵の騎乘者」、そのどちらの可能性ものこる。

（13）張傳璽「釋〝郵亭驛置徒司空、褒中縣官寺〟」（『秦漢問題研究』北京大學　一九八五）三〇二―八頁。

（14）これは、『史記』索隱（『史記』卷一〇、四二三頁注）にも引用されており、そこでは『廣雅』「置，驛也」という例證も加えている。さらにまた、「傳」も、「乘疾置」（『漢書』卷六六、二八八〇頁）、「馳置」（『史記』卷一〇、四二三頁注）などと、「傳馬」「車馬」の意味で使われている。高敏（一九八五）にも指摘。

（15）初期段階としての發掘報告書は、甘肅省文物考古研究所「甘肅敦煌漢代懸泉置遺址發掘簡報」（『文物』二〇〇〇―五）四―二〇頁、またそこに（五頁）、家屋、廢棄場所、馬屋など含めた面積は、二萬二千五百平方メートルとあるのは、間違いに違いない。柴生芳「敦煌漢晉懸泉遺址」（冨谷至編『邊境出土木簡の研究』朋友書店　二〇〇三）一六一頁、參照。

（16）これらは、『漢書』地理志には見えず、司馬彪『續漢書』に見える。杜郵と曲郵に關しては、『史記』卷七一、二三一九頁、『續漢書』志第一九、二三〇三頁、『史記』卷五五、二〇四六頁に、黃郵聚は、『漢書』卷九九上、四〇四二頁、『後漢書』列傳七、六五八頁注、『續漢書』志第二二、三四七六頁に見える。手輕な參考書としては、譚其驤『中國歷史地圖集』卷二：五、④六、一五頁、二二頁、五〇頁附圖參照。

（17）見過ごし得ない相違が、おそらくは、ここにいう里程と、秦王朝下、さらには、初期の漢帝國で使われていた里程の間に生じたのであろう。陳夢家（一九六六　三九頁、一九九〇　二三四頁）は、漢時代に里程が、それ以前に比べて

およそ五分の一長くなったということを示す前漢、後漢の史料を例證としてあげている。つまり、古里程（おそらくは、秦と漢初に使われていた）は、以後に成立した漢里程の八割の長さしかなかったのである。そうであるならば、もし我々が「漢里程」として四百十七・五メートル一里の平均妥當値を採用すれば、初期の値では三百三十四メートル前後であったとせねばならない。この變化が正確には何時生じたのか、里程が伸びるのは漸次的な推移なのか、それは定かではない。しかしながら、以下（「九　郵書傳達施設の設置に關する規定」）で紹介する新出の出土文字資料は、里程のかかる增長を傍證するものであり、この點にかんする陳氏の推測が的を射ていたことを證明するものに他ならない。

（18）『史記』索隱は、『漢書舊儀』としてこれを引用するが、『漢官舊儀』の誤りであろう。

衛宏『漢舊儀』は、亭の間隔とも關係づける。同じ記事に關して、省文ではあるが、應劭『漢官儀』にもみえる。孫星衍輯『漢官六種』（周天游編　中華書局　一九九〇）四九、八一、一五三頁。

（19）何かしらすっきりしない感をあたえる。郵人の職場は、郵だけではなかったのであろうか。

（20）『漢書』巻六九、二九八七頁。

（21）『後漢書』列傳七八、二九三一頁。

（22）『後漢書』列傳六六、二四五九頁。

（23）『後漢書』列傳七八、二九五六頁。

（24）『後漢書』巻一、八五頁、『續漢書』志第六、三一四四頁。

（25）『漢書』巻七五、三一六四頁。

（26）『漢書』巻八九、三六二九頁。

（27）『睡虎地秦墓竹簡』（北京　文物出版社　一九七七。正式な報告書としては、一九九〇）。『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』（北京　文物出版社　二〇〇一）。睡虎地秦簡に關する研究書の全容にかんしては、數が多すぎて、ここに擧げることはできない。

張家山漢簡にかんしては、彭浩「讀張家山漢簡《行書律》」（『文物』二〇〇二―九）五四―九頁が問題の律をあつかった唯一の論文である。

（28）連雲港市博物館『尹灣漢墓簡牘』（北京　中華書局　一九九七）（統計は、六號墓出土の牘にかかれている。ここでは「尹灣漢墓簡牘」と略稱）、謝桂華等編『居延漢簡釋文合校』二冊（北京　文物出版社　一九八七）、甘肅省文物考古研究所編『居延新簡――甲渠候官』二冊（北京　中華書局　一九九四）、湖南省文物考古研究所編「湖南龍山里耶戰國―秦代古城一號井發掘簡報」（『文物』二〇〇三―一）四―三五頁、李學勤「初讀里耶秦簡」（前揭）七三―八一頁、湖南省文物考古研究所「湘西里耶秦代簡牘選釋」（『中國歷史文物』二〇〇三―一）八―二五頁、pl. 1-9。（里耶簡は、「J1」と番號がうたれた井戸から出土したのだが、ここでは單に里耶簡と略記する）。

（29）二年律令一背、五二六表。「二年律令」は、公に認めら

れた題であり、「二年」とは、「呂太后の二年（前一八六）」と考えられている。この文書の時代に關しての諸説は、邢義田「張家山漢簡《二年律令》讀記」（『燕京學報』新一五期　二〇〇三）二一—三頁、及び宮宅潔「張家山漢簡『二年律令』解題」（『東方學報』七六册　二〇〇四）二一六—二一九頁を參照。それは、簡が收卷された狀態にあって、外側から確認できる題目であり、「律令二十八（九？）種」とは、文全體の最後にあって、概要、もしくは表題としても役割を持たされていた。

（30）題名を示す數字の第二番目の部分は、はっきりと判讀できず、二十八の獨立した律名が現段階で亡失せずに殘っている以上、その數は二十八に違いなく。もし、一つが失われたとすれば、二十九であろう。

（31）示意圖自體、信のおけるものとして注意深く見てみると、符號の重複、記入漏れといった何らかの混亂が生じている。寫眞がつけられていたならば、讀み手に、破損した編綴簡の直接の考古學的狀況を考査する便を供したであろうと思える。しかし、このような見取り圖が提供されたことは、これまでの出土文書にかんする出版物には、稀有のものとして大いに賞贊すべき進歩といわねばならない。睡虎地秦簡をはじめ、見取り圖は一切なかった。

（32）出土位置圖を基にして、虚心に判斷するに、考えられる候補は、「置吏律」もしくは「傳食律」であろう。あるいは、その篇名が見つかっていない、もしくは解らない獨自のグループに含まれる可能性もある。『晉書』にみえる「郵驛令」といった例が念頭に浮かぶが、議論されるべきことで、なんら確定的なものではない。現段階で知る限り、上述の二つの律の內容は、この第二グループの內容としてそれほどぴったりと調和していないと認めねばならない。しかしながら、何よりも留意しておかねばならないのは、この第二グループの簡牘を行書律に組み入れることには、いささかの疑問が殘ると言うことである。出土位置が違うようなことを暗に示しているのだから。

（33）別のところに入れることは、難しい。この簡は、盜律、賊律の近くに置かれていたのだが、內容がこれらの律となにがしか關係しているとの可能性は、考えらない。內容から判斷すれば、二年律令（徭律）四一一—四一五に含まれるかもしれない。とりわけ、そこに見える「發傳送」がそのことを想起させる。しかしながら、徭律は、異なった位置にみえる。『張家山漢墓竹簡』編集者が簡の同定に關して、誤ったのだという可能性も排除できない。かりにそうであっても、讀者はそれを訂正するのは、容易にできることでもない。出土番號 C179（F179と混同しやすい）が附された簡の位置が、行書律の第二グループの簡のそれと近い。もっとも、それは間違いなく置吏律を構成する簡に含まれるものであり、二年律令二二一は一連の番號としてそこに入れられたのである。編集者の一人である彭浩は、彼の行書律に關する總括的な論文のなかでは、問題の二年律令二六九（F179）を取り扱っていないこと、興味深い。

（34）A.F.P. Hulsewé, *Remnants of Ch'in Law*, Leiden, E.J.

Brill, 1985: 85. 參照。Hulsewé は、これらの簡の簡番號を一八三を一八四、一八四を一八五として引用しているとに注意、それは彼は異なった簡番號をもつ『睡虎地秦墓竹簡』一九七七年を基にしているからである。

(35) 後引（二年律令 二六五―六）。これらは、第二のグループに屬す。符合する部分を除いて、内容は異なっており、文書の傳達というよりも、郵書傳達の施設、人員に關するものである。從って、符合するということだけで、第二のグループを行書律に入れる理由は希薄である。

(36) 例えば、後の時代に屬するが、「奉璽書使者乘馳傳。其驛騎也，三騎行，……」（『漢舊儀』『漢官儀』）。

(37) これは、約三三四メートルの初期の里程。注（17）參照。

(38) 圖版をみれば、この文のあとに「L」という印の區切り、もしくは、短い線が確認される。この鈎印は、普通、語や句、段落を分ける印であった。譯文では、改行することで、それを表わす。それぞれの箇所に、この鈎印がなぜうたれているのか、全ての場合にその理由がはっきりしているのかといえば、そうではない。他の簡牘、たとえば本稿の最後に引用している里耶秦簡からは、それは今日でいう名詞とくに人名の間にうたれるコンマ「、」の一種である。しかし、この簡牘においては、あきらかにそうではない場合もある。原本には、新しい段落となっていたことを、ここで示しているのであろうか。しかし、一方、我々が目にする簡には、一本の簡の後半が空白のままになっているきちんとした段落をもつものもある。同時に、段落は、違った印、すなわち、長い線、■、●などで、印しづけられているのが普通である。それとも、鈎印は、初學者が文章をより理解しやすくするため、もしくは諷誦する便のための單なるマークにすぎないのだろうか。

(39) 文帝のもとで、肉刑を廢止して笞刑に代えたこと、『漢書』には（『漢書』卷二三、一〇九九頁）笞三百は、結果として受刑者の多くを死に至らしめることになったと批判している。

(40) そういった基準は、統一秦以前にも存在していたとされる。『周禮』地官・司關、鄭玄注「將送者執此節以送行者，皆以道里日時課，如今郵行有程矣」

(41) 百六十は二百の八割にあたること、言うまでもない。このことは、前漢において、里の長さが長くなったという陳夢家の説に、確かに適應する（注（17）參照）。反論として、變わったのは長さの單位ではなく、基づくべき速さだとみるならば、張家山漢簡では走者に八十三キロ（一日）、時速にして三·五キロメートルで文書を配達することを要求したことを意味する。ローマのデータに照らしてみれば、納得できるものではない。注（43）參照。

(42) 「晝夜行千里爲程」。「千」とは、「千里馬」のような比喩象徵表現で、「多數」を意味するのかもしれない。

(43) ローマのデータは、Anne Kolb, *Transport und Nachrichtentransfer im Römischen Reich*, (Klio. Beiträge zur Alten Geschichte, Beihefte, N.F., Bd.2), Berlin: Akademie Verlag, 2000: 322-4. による。このことについては、ドレス

デン大學の Martin Jehne 教授から有益な教示を得たことを感謝する。

（44）居延漢簡 EPT 59. 813。この簡は、「甲溝官」という語が示すように、王莽時代のものである。

（45）釋讀の初め「……」は、『張家山漢墓竹簡』の釋讀では、□□□として、缺字三字としている。しかし、簡の先は明らかに破損していて、「不以次」と釋讀した句の前に、何字あったのか字數の確定はできない。この三字にしても、――「不」については、あえてそう讀めばそうかもしれないが――實際に圖版の上では識別できない。「次」とされている字は、なにか氣泡のようなもので、完全に消されてしまって見えない。現物をみれば、寫眞よりもっとはっきりするだろう。もっとも、釋文に携わった中國の研究者は、おそらく寫眞を基にしたのであり、現物を手にとってのではなかろう。ともあれ、釋讀は保留にしておかねばならない。

（46）Hulsewé（一九八五）八六頁は、「傳書」を「傳による文書」と解している。しかしながら、傳によって配送される文書は、おそらく一般の郵を通過せずに、傳によって同一人物が配送したのであろう。しかし、かりに、「傳」という語を別の意味で理解することにしろそうでないにしろ、この律は傳に限定されたものとは考えられない。むしろ、日附をもつ文書の多くの例は、日時を記錄することは、古代中國の公文書の通信における一般的な特徴であったことを示している。この語句は、「傳書 *chuán shū*（傳達する書）」と發音されるべきもので、發信文書にたいして遞傳という方法をつかって送達される文書だと考えている。同様の語句は、「以次傳行」（二年律令二七四）といった表現であり、やはり「傳行 *chuán xíng*」は、傳の業務という意味ではない。

（47）ここは、『睡虎地秦墓竹簡』の注釋者にしたがったものである。ただ、私には、なぜ日附を書くことが、速やかな對應に供するのか、理由が解らない。簡に日附を記入することが、中斷することなく簡を處理することになるのだろうか。

（48）「仁」を「信」に讀めることに關しては、Dr. Ulrich Lau の教示を得た。高亨『古字通假會典』（濟南　齊魯書社　一九八九）八二頁を參照。

（49）『睡虎地秦墓竹簡』の釋讀は、「者勿令，書……」と斷句し、Hulsewé は、「…者勿。令書」と讀む。いずれの場合も、前の條は中途半端のまま終わることになる。前者では、「書」は動詞としての意味となろうが、以下の文章との繋がりがわるく、すくなくとも、先學がこれまで明確なものとして理解しているものとははちがう。一方、Hulsewé は、秦律十八種一八三の「命書」と、「令書」を並べて解釋せんとする。氏は、「令書」を「書かれた命令」と譯すが、むしろ「王言」と譯す方が良いかもしれない。やはり、これらは、後の「詔書」の先驅に他ならない。文法の上から言えば、Hulsewé が「有曰」を、「……という場合は」とするのはおかしい。が、ここは、普通は、「又

曰」であろう。百歩譲って、「有」を「書」の筆寫の誤り――兩字の隷書體は似ている――とみるとしても、また「有」がやはり「有る」という意味を保持するのは、「有……者」という名詞句を導くものとしてのそれでしかない。しかし、氏の解釋に從えば、「曰、報」と、「宜到不來」という動詞構文を目的語とする名詞句と想定せねばならない。「廷の召喚に「報」とあり、到着しているべきなのに來ていない者は、追跡調査をせねばならない」、このように譯しても、その前に位置する簡の「勿」の中途半端さは、説明しきれない。「廷辟」を句の初めとすることは、一つの解決策だが、異なる主語の問題は依然として殘る。

（50）『睡虎地秦墓竹簡』の注釋は、「辟」を「召喚」、と解釋する。辟書としては、後に引用する二年律令二七六に見られる語である。私は、「召喚」では、受領者に「報」を命ずることと同じ意味の繰り返しとなると思うし、『漢書』巻二七上、一三二七頁には、鼎に鑄込んだ鄭の刑書を、刑辟書と表現している。「法律」もしくは「判決文」を意味するものとして、同様の「辟書」は『漢書』巻二七上、一三二七頁に見える。「避」の假借としての「辟」、「避ける」は、既述の奏讞書六〇に見える。

（51）この譯は、奏讞書に頻見する、廷尉の論斷が引用される、「廷報」といった句を參考にしたものである。先に引用した奏讞書六〇を參照。「報」に關しては、Enno Giele: *The Duduan* 獨斷 *and Imperial Communication in Early China*, Ph.D. Diss., Freie Universität Berlin, 2001, chapt. 4.6. この文章の別の解釋と、文法上の問題は、注（49）參照。

（52）Hulsewé（一九八五）八六頁、A96。

（53）「過」の意味での「郵」の語義という觀點から言えば、このような記錄簿が「過書刺」とも呼ばれることも、注目しておきたい。注（6）（7）參照。

（54）かかる種々の記錄簿については、李均明「漢簡『過書刺』解」（『文史』二八　一九八七）四八頁、李均明「簡牘文書『刺』考述」（『文物』一九九二―九）五五―九頁、李均明・劉軍『簡牘文書學』（南寧　廣西出版社　一九九九）四〇八―一〇、四一三―四頁、冨谷至「亭制に關する一考察――漢簡に見える亭の分析」（『邊境出土木簡の研究』京都　朋友書店　二〇〇三）三六七―四〇九頁、三八四―五頁を參照。

（55）もしくは「早すぎる」。「□行」を「疾程」と改めたことについては、簡牘整理小組「中央研究院歷史語言研究所藏居延漢簡整理近況簡報」（『古今論衡』四　二〇〇〇）八七―一一三頁、九四頁と赤外線寫眞一一〇頁を參照。しかし、「九十五里」を「九十六里」との簡牘整理小組の讀みには、私は從うことはできない。問題の文字は明らかに「五」である。

（56）宋會群、李振宏「秦漢時制研究」（『歷史研究』一九九三―六・三）三―一五頁。

（57）永田英正『居延漢簡の研究』（同朋舍　一九八九）四三一―四頁。

（58）宋會群、李振宏「漢代居延地區郵驛方位考」（『河南大學

學報』一九九三―一　二八―三六、八一頁）。

（59）邊境の行政機構については、永田（一九八九）四二七頁參照。

（60）Hulsewé（一九八五）二一頁を參考して譯出。

（61）「辟書」に關しては、注（50）參照。

（62）後者の例は、後に引用する秦里耶簡に認められる。

（63）王子今（一九九四）四七六頁注〔五〕は、『北堂書鈔』卷七九所引の『風俗通』に「漢家因秦、大率十里一亭」と見える興味ある事實に注意を拂っている。「郵」と「亭」の密接な關係は、多くの史料から明らかである。

（64）「索南水」は史料からは、檢證できない。『張家山漢墓竹簡』注釋者は、沅水の支流の漸水ではないかと見る。この二つは、ともに索縣の近郊を流れ、その南一五〇キロメートルに江水が、後の南郡の郡治、江陵を通る。譚其驤（一九八二）二二―二三頁、5～6／⑥。

（65）『張家山漢墓竹簡』注釋（二〇〇一）一六九頁は、「室」として、「家」を解釋し、彭浩（二〇〇三）五七頁は、「戶」と解釋する。以下の本文の行論を參照されたい。

（66）『張家山漢墓竹簡』の注釋は、「敬」を「警」の假借とするが、私はそう見なければならない必要性を見つけられない。ちなみに「人文資料庫」（臺灣中央研究院）にも、「警事」は探し出せず、「敬事」は極めて一般的な熟語である。『晉書』刑法志には、「驚事律」が見え、「驚」は「警」と解してはいるものの、ここでは「敬事」が一つの固有名として使われているに違いない。

（67）この條文の譯は、試譯である。構文からすれば、何か增加（息）があっても、他の何かを減少（減）させてはならないといったものと思われる。增加は、(a)家族（上に說明がある）、(b)一般的な人口（彭浩二〇〇二、五七頁はそう考える）、(c)すぐ前に言及されている田土から得られる農產物なのか、決めがたい。第一番目の解釋は、もし、郵人に成人した子息があり、戶を形成しており、親に隣接して自分の家を構えているならば、他の郵人を、補充としてやめさせることはしないということになり、彭浩の解釋に從えば、「人口が增加し、戶數が增えても、郵戶を減らさない」ということになる。なぜそのようになるのか、その解釋の背景が理解できない。人口が增加するのに、お上はなぜ、郵の人員を解雇しようとするのか。どちらの解釋も二つの點で、疑問がのこる。一つは、「戶」は動詞「減」の直接の目的語としてみている、しかし、「減戶」（『漢書』卷五九、二六五三頁、『後漢書』列傳四、五六〇頁、注〔一〕所引『東觀漢記』）の如く、動詞が目的語の先に位置するのが、自然であろう。二には、「戶」と「室」、この二つの語をどの樣に譯し分けするのかを考慮にいれず、「戶」はここでは、結果として「室」と同じ意味の語として使われている。一つの文章の中で、同じ事柄に對して二つの異なった表記が何故に可能なのか。

三番目の解釋について言えば、これは他とは違った理解であり、「もし、收穫が得られれば、相當する戶は成果を減じていない」というものである。ここでは、「息」は農

産物のこととなり、「戶」は、「減」の目的語ではない。また、「室」ではなく、「戶」が登場しているのも、それなりに理解できる。なぜなら、「戶」――「家」ではない――は、國家による存廢を前提とした單位だからである。問題は、その場合には、目的語として代替すべき何かを特定していないことである。租稅もしくは徭役であり、ここでは省略に従っているのかもしれない。

(68) 『張家山漢墓竹簡』の注釋は、「…急書、復、勿令…」と斷句をする。そこからは、「緊急の文書と返書、……してはならない」としか、解釋できない。廣義には、「復」は、「返す」「返答する」という意味を持つが、「返書（特定の對象をもつにしろそうでないにしろ）」という名詞で使われることは、ほとんどない。漢代の他の文書資料、その顯著な例が武威出土の老人優遇政策を述べたものだが、その語は「免除」と明らかに解釋されるものである。（洪淑湄『漢代復除制度研究』（臺中　國立中興大學　一九七七）六九―七〇頁。彭浩（二〇〇三）五七頁も、「…急書、復、勿令…」と斷句しているので、かかる理解を示しているようである。具體的には、免除されるのが、徭役なのか租稅なのかは、はっきりはしない。

(69) 圖版をみれば、鈎印は「事」の後に見える。

(70) 同じように、鈎印は「行之」の後にあり、句末を示している。

(71) 張家山の釋讀は、「置」を釋していないが、「置」は明らかに確認できる。

(72) 散見する「縣官」という語であるが、私は、概していえば、「役所」という意味にとっている。したがって、「縣官事」とは、「公務」。

(73) 「水漿」については、王鳳陽『古辭辨』（吉林文史出版社　一九九三）一八〇頁參照。『漢書』巻五九、二六五〇頁には、こぼれた「水漿」は小便さながら、という逸話が見える。

(74) 張世超、張玉春、『秦簡文字編』（京都　中文出版社　一九九〇）五四八―九頁。

(75) 睡虎地「法律答問」二〇一、（Hulsewé 譯一九八五、一七九頁（D181））そこでは、氏は室人を「一軒の家のなかの同居人」と譯す。

(76) 尹灣漢墓簡牘一裏第三段。

(77) この點は、彭浩（二〇〇三）に詳述されている。もっとも、私は氏の主張をすべて受け入れるには躊躇がある。

(78) この最後の地名、――もしそれが地名であればのことだが――解らない。二番目の文字をどう釋讀すればよいのか、それも確定できない。條文も、六所とおぼしき（もしくは五所の名前と今ひとつの特定されたものか）地名を列擧し、さらに「五郵」で終わっているという事に關しても問題を殘す。明らかに、比定されている地名も同じレベルではない。「漢中」の釋讀が正しいとして、三カ所の地名は郡名、少なくとも、下辨、故道は道名、つまり非漢人のパーセントが高い縣である。幹線道路にそって、四二キロ毎に一つの郵が設置される（二年律令二六四）というのが、同時

代の規定であったことを考慮にいれれば、初期の時代の郵が、各郡に一つではなくもっと多かったと見るのが理にかなっている。この條文に擧げられている地域、蜀、巴、漢中、は、二六四簡で言及される南郡の西境遠く、西、西北に及んだ。下辨、故道は、武都郡に所屬していたことが知られているが、武都郡は前一一一年以後ではじめて設置された。その時期以前、道は郡の領域外にあった、もしくは、蓋然性は希薄であるが、漢中の一部だったのかもしれない。後者の場合は、「蜀・巴、漢中下辨・故道及雞劒中五郵——蜀・巴と漢中の下辨・故道・雞劒の中の五郵——」と讀みとなろう。なぜか、廣漢郡については、言及されてはいないが、劉邦によって設置されたとされ（『漢書』巻二八上、一五九七頁）、それは、まさしく蜀と巴の間である。換言すれば、ここに描かれている行政地理は廣漢郡が設置される前の秦代もしくは漢の極初期のそれを反映していると思える。

(79) 原簡には、二人の人物は並列をしめす鉤印でもって區別がつけられている。このことは、『文物』（二〇〇三―一）一九頁に出された譯註には反映されていない。一方、『文物』（二〇〇三―一）七五頁と『中國歷史文物』（二〇〇三―一）一三頁には、少なくともコンマは施されている。『文物』（二〇〇三―一）一四頁での圖版には、鍵印ははっきり見える。

(80) 『文物』は、「郤」（開く）と讀むが、「卻」（斥ける、返す）の方がよりふさわしい。當時の二つの書體は、區別がつきにくい。この讀みに關しては、私は『中國歷史文物』（二〇〇三―一）一三頁の釋讀に從いたい。私はまた、若、干の躊躇があるものの、その句讀に從う。「卻」が「（どこか、もしくは誰かに）返す」という意味で、間接の目的語を從える構文を、例として見つけることができないが、「卻之」で、文が切れるとすれば、「啓陵」は、續く文の主語と見なければならず、「啓陵の二十七戶には、すでに典がいる」となる。こう解釋するとしても、それは從いがたい。なぜなら、啓陵は、鄉として出てきており、一人の典をもちわずか二十七戶からなる里ではないからである。鄉ならば、二百七十、もしくは二千七百ぐらいの戶となろう。紀安諾（エノ・ギーレ）「尹灣新出土行政文書的性質與漢代地方行政」（『大陸雜誌』九五―三　一九九七）二九―三一頁。

　啓陵が、鄉であるとともに、鄉の中での主要な里の名前という解釋はできないことはない。しかし、よしそうであったとしても、かかる鄉はすでに典を有している、との陳述は、成里に典を任命しないという論點にはならない。ただ、いずれにしろ「二十七戶」に關して、正しくはどう解釋するのか、疑問として殘さざるを得ない。于振波「里耶秦簡中的〝除郵人〟簡」（『湖南大學學報』社會科學版　二〇〇三―三）、九頁は、「郤」を「昌郤」なる人名の一部とし、「之」を「行く」と解釋する。しかし「郤（卻）之」という表現は、里耶簡J1⑧134にも見える。そこでは、「郤」は、前に置かれている「敦狐」という人名の一部で

はない。同じ人物は、簡 J1⑯6 に見えるからである。

(81) 『文物』では、「瘭」という非常にまれな字に釋している。寫眞では、「應」のようであり、特に下の部分は「火」よりも「心」のように見えるが、二つの文字部首は、當時の書體のうえから區別することは難しい。張世超、張玉春（一九九〇）七六二頁、參照。『中國歷史文物』（二〇〇三―一）一三頁もまた、「應」に釋す。「應律」――律に適應する――という熟語は、睡虎地秦簡「法律答問」三八簡に見られる。この條の句讀に關しての個人的な討論のなかで、Dr. Ulrich Lau 氏に貴重なご意見を賜ったことを感謝する。『中國歷史文物』（前出）の釋讀は、「…何律令？應尉已除…」となっており、「これは何の律令か。尉（の要望に）應じて、（私は）すでに任命した」ということになろうか。

(82) 李學勤は、『文物』（二〇〇三―一）七五―七六頁において、「手」は「署名する」もしくは、「文書を副書し、受け取り、傳達することに實際に責任をもつこと」と考える。古代中國の文化的背景において、個人的な「署名」といったものが、いったいどういった意味を有しているのか、十分には解っていない。居延漢簡における署名と考えられるものについての研究は、大庭脩「文書簡の署名と副署試論」（『漢簡研究』京都　同朋舍　一九九二）二四七―六七頁。さらに、私は、第二の解釋が、「手」の通常の語義の範圍を、より包括しているのではないかと思う。つまり「手」「持つ、取る」「自分で」さらには、「自筆」という。そして見過ごしがたいこととして、「（某）が書いた」ということを、「手」ではなくて、「書」と表現した――敦煌懸泉置出土帛書 T0114 (3): 611、『文物』T0114 (3): 611、裏表紙――と考えたい。更に、この文書は本文の譯で示したように四種類の別筆の部分に分かれていることに注意したい。その中に「某手」で終わっているのが二つ、あと二つは「某發」「某行」となっている。「手」「發」「行」が別筆である以上、三つの語には「書」（書く）という意味に限定されず、別の意味も含んでいると考えねばならない。從って、私は、「手」を「取り扱い」と譯す。

(83) 「守府」は、正式な官職名としての用例を他に知らない。府は、一般的に官署のことで（特に太守、もしくは都尉の、しかしここでは縣の官署であることは、あきらかである）、官位をもっているものではないことから、私は、「守」を所謂「代行」としての意味では考えない。「快」が人名であることは確かであり、衝撃をあたえた最初の報告（『人民日報』海外版二〇〇二年八月二七日二頁）が想像したような「快行」（速達）といった意味ではない。それなら、「急行」（睡虎地秦簡のように）となるべきである。「快」は簡では判讀するのが難しいが、同じ人物は 8: 156, pl. 23 で確認できる。

(84) これは、前出の文より早い日附となっている。また、この最後の段は、木牘の表の三段の如く、裏の最初の二つの段落よりもすこし大膽な手で書かれている。このことは、表に書き寫された鄉嗇夫からの文書に對する受領の記錄で

あることを物語る。返事を書き寫すのは、裏面の空白部分に、おそらくは手を異にして、後になって附け加えられたのである。

(85) 李學勤は「以來」を「もって歸る」と解釋している（二〇〇三、七五頁）がなぜそのような解釋ができるのか、理解に苦しむ。夙に一九六〇年代、Michael Loeweは、*Records of Han Administration* (Cambridge UP, 1967, vol. 1, p.29) において、「以來」を「～受け取る」と譯し、また最近に、冨谷至『木簡・竹簡の語る中國古代』（東京　岩波書店　二〇〇三）一四七頁で、同じ解釋をしており、氏は「配達してきた者」とそこの文章を說明している。

(86) 督郵の地位にかんしては、『後漢書』列傳一五、八七一頁注〔六〕、列傳三五、一五三〇頁注〔四〕、『續漢書』志第二八、三六二一頁および、嚴耕望『中國地方行政制度』史—甲部、秦漢地方行政制度（臺北　中央研究院　一九六一）一三八—四四頁の說を參照。

【補記】

本稿は、二〇〇三年九月一八日にオランダ・ライデンで開催された第一七回「戰國時代研究會（Warring States Working Group）」にて行った報告に、手を加えたものである。ご意見とご教示を賜った邢義田教授、Ulrich Lau博士、Charles Sanft氏、Wolfgang Behr博士、于宏博士、および研究會に參加された諸氏に感謝したい。ただ、ここに發表する結論、推測は、上述の諸氏ではなく、私の責任にかかることというまでもない。

（原文は英文であり、その翻譯は冨谷至がおこなった。）

NEW GLIMPSES OF THE EARLY CHINESE POSTAL SYSTEM

Enno GIELE

Only recently found and/or published manuscripts from the very beginning of the Chinese empire, i.e., from the end of the third to the beginning of the second century B.C., have made possible a better understanding of the early Chinese system of mail delivery through runners, in particular its legislative aspects. The paper first provides an overview about the subject as it can be dealt with on the basis of traditional sources, before it tries to fill out and enlarge this framework on the basis of the manuscripts. These are chiefly bamboo strips from a Han tomb at Zhangjiashan, a Qin tomb at Shuihudi, as well as wooden boards from a Qin well at Liye. Except for their contents, the organization and the transcription of the manuscripts are also critically dealt with and occasionally alternative suggestions are made.

THE HONGDUMENXUE IN THE POLITICAL HISTORY OF THE LATER HAN: TOWARDS A RE-EVALUATION OF THE REFORMATION IN THE PERIOD OF EMPEROR LING

UETANI Kôichi

The actual state of the Hongdumenxue 鴻都門學, the Academy at the Hongdu Gate, which was established in the final years of the Later Han (the first year of the Guanghe era, 178), remains unclear, but it is thought to have been a school for the literary arts, focusing on the composition of literature and calligraphy, and has been considered one of the follies of Emperor Ling 靈帝.

This article attempts a re-evaluation of the Hongdumenxue, using the words of the contemporary opponents of its establishment, Cai Yong 蔡邕, Yang Qiu 陽球, and Yang Ci 楊賜, make up for the lack of historical sources in an attempt to recover the historical reality of the academy.

As a result, I have made clear that the Hongdumenxue was first, one of a series of policies promoted by Emperor Ling to reform the structure of the Later